

第2号様式(1)-③

(単体発注・事後審査型)

沖縄県教育庁施設課一般競争入札公告第61号

地方自治法（昭和22年法律第67号）第234条第1項の規定により、一般競争入札(以下「入札」という。)を次のとおり実施する。

令和8年8月4日

沖縄県知事 玉城 康裕

1 業務概要

(1)	業 務 名	県立学校土木施設改修工事 現場技術業務（宮古特支運動場R8）	
(2)	業 務 場 所	宮古島市平良字狩俣地内	
(3)	業 務 内 容	現場技術業務 一式 (別冊図面及び別冊仕様書のとおり。)	
(4)	履 行 期 間	契約締結日の翌日から令和9年3月26日まで	
(5)	発 注 形 態	単体発注	
(6)	資 格 審 査 方 法	事後審査型 ※入札参加資格の審査を開札後に行う。	
(7)	その他適用のある法令、制度等	○ 最低制限価格制度	※本入札案件には最低制限価格が設定されているため、その申込みに係る価格が最低制限価格に満たない者は落札者となることができない。
		準備手続 (繰越承認前)	※本手続は、県議会における繰越承認を前提とした事前準備手続であり、議会承認後に効力を生じる事業である。したがって、県議会において、本工事に係る予算の繰越承認が否決された場合は、延期又は中止することがある。また、予算の繰越承認後においても、国庫支出金に係る繰越(翌債)手続の関係上、入札を延期する場合がある。
(8)	適用する技術者単価	○ 令和8年3月技術者単価	※本業務の予定価格は、左記に示す設計業務委託等技術者単価を適用して積算しており、入札参加者は同単価を適用して見積りを行い入札すること。
(9)	備 考	本業務の対象となる工事に係る入札が不調又は不落となった場合は、本入札手続きを延期又は中止する場合がある。	

2 入札参加資格

次に掲げる条件をすべて満たしている有資格業者であること。

(1)	業 種	土木関係コンサルタント	(2)に表示する年度に、沖縄県の測量及び建設コンサルタント等業務入札参加資格者名簿へ(1)の業種において(3)の登録があること。	
(2)	コンサルタント等入札参加資格者名簿登録年度	令和7・8年度		
(3)	登 録 業 種	「道路」又は「土質及び基礎」		
(4)	地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4の規定に該当しない者であること。			
(5)	なお、会社更生法(平成14年法律第154号)に基づき更生手続開始の申立てがなされている者又は民事再生法(平成11年法律第225号)に基づき再生手続開始の申立てがなされている者については、手続開始の決定後、入札参加資格の再認定を受けていること。			
(6)	入札開始日から落札決定日までの期間に、本県の指名停止措置を受けていないこと。			
(7)	他の入札参加者との間に、資本関係又は人的関係がないこと。			
(8)	警察当局から、暴力団員が実質的に経営を支配する建設業者又はこれに準ずるものとして、沖縄県土木建築部発注工事等からの排除要請があり、当該状況が継続している者でないこと。			
(9)	配置 予定 管理 技術 者	対 象 期 間	自 平成28年4月1日 至 令和8年8月19日	沖縄県内において、左記の期間内に完了した、下記の業務実績を1件以上有していること。
		業 務 実 績	以下を、すべて満たす業務実績 ア 業務内容 : 土木設計業務 イ 発注者 : 沖縄県、国又は県内市町村が発注した委託業務	
		資 格 要 件	以下のいずれかの資格保有者 ① 技術士(総合技術監理部門ー建設又は建設部門) ② 一級土木施工管理技士 ③ R C C Mの資格を有する者(技術士(建設部門)と同様の専門技術部門に限る) ※管理技術者は、入札参加希望者と直接的な雇用関係があること。	

(10)	配置 予定 担当 技術者	対 象 期 間	自 平成28年4月1日 至 令和8年8月19日	沖縄県内において、左記の期間内に完了した、下記の業務実績を1件以上有していること。	
		業 務 実 績	以下を、すべて満たす業務実績 ア 業務内容： 土木設計業務又は土木工事現場技術業務 イ 発注者： 沖縄県、国又は県内市町村が発注した委託業務		
		資 格 要 件	以下のいずれかの資格保有者 ① 技術士（総合技術監理部門－建設又は建設部門）又は、技術士補（建設部門） ② 一級土木施工管理技術士又は二級土木施工管理技術士（種別：土木） ③ R C C Mの資格を有する者（技術士（建設部門）と同様の専門技術部門に限る）		
(11)	そ の 他 の 条 件	地域要件	(ア) 宮古土木事務所管内 (イ) 本社	左記の(ア)に示す地域内に、(イ)に示す事業所が存在すること。	

3 入札手続等

(1) 入札手続き	電子入札	本工事は、入札手続き（入札書提出から落札者決定まで）を電子入札システムで行う 電子入札対象工事 である。ただし、代表者の変更等で電子入札によりがたい場合は、紙入札へ移行することができる。 ※電子入札に関する事項については、「9 電子入札に関する事項」を参照すること。		
	紙入札	紙入札への移行を希望する場合は、速やかに7-(1)の問い合わせ先に事前連絡をした上で「沖縄県電子入札運用基準」に基づく所要の手続きを原則、入札日の1週間前までに経ること。 ・電子入札システム利用者が紙入札へ移行する場合「紙入札方式移行申請書」（様式第4号） ・紙入札により電子入札案件へ参加する場合「紙入札方式参加申請書」（様式第3号） 【沖縄県電子入札ポータルサイト】 http://doboku.pref.okinawa.jp/bid/pdf_kishu/k17_denshi_nyusatsu_kijun.pdf		
(2) 設計図書の配布	期 間	自 令和8年8月4日 ～ 至 令和8年8月20日		
	配 布 方 法	沖縄県電子入札ポータルサイト内、入札情報システムからダウンロード https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000		
	問 い 合 せ 先	沖縄県教育庁施設課	電話番号	098-866-2736
(3) 入札期日等	電子入札システムによる場合	入 札 開 始	令和8年8月20日 (木) 9:00	
		入 札 締 切	令和8年8月20日 (木) 15:00	
	持参による場合 (紙入札)	持 参 日 時	令和8年8月21日 (金) 9:50	
		持 参 場 所	沖縄県教育庁入札室（那覇市寄宮1-2-16）	
	入札の方法	(1)落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の10に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数があるときは、その端数金額を切り捨てた金額）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、見積もった契約希望金額の110分の100に相当する金額を入札書に記載又は電子入札システムに登録すること。 (2)電子入札を行う際は、代表者名義又は委任された受任者名義のＩＣカードで必ず行うこと。		
	紙入札時の 注意事項	(1)工事費内訳書は上記の「電子入札システムによる場合」の入札締切日時までに、 教育庁施設課企画財産班 へ提出すること。提出がない場合、入札が無効になることがある。 (2)入札者は、自己の印鑑を必ず持参すること。 (3)入札書、委任状には、この公告の記載に従い、工事名及び工事場所を記入すること。 (4)入札書のくじ番号(任意の数字3桁)を必ず記入すること。 (5)代理人が入札を行う場合、委任状を持参すること。委任状の提出がない場合は、入札に参加することができない。なお、委任状は、代理人の印では訂正できない。		
工事費内訳書の 提出	(1)第1回目の入札に際し、入札書に記載される入札金額に対応した工事費内訳書（様式自由）を提出すること。 (2)工事費内訳書には、作成年月日、工事名、工種、種別、細目に相当する項目に対応するものの単位、員数、単価及び金額を明らかにし、商号又は名称並びに住所及び代表者名を記載するとともに、代表者印を押印すること。ただし、工事費内訳書を電子入札システムにより提出する場合には、代表者印は省略できる。 (3)提出された工事費内訳書について、契約担当者（これらの者の補助者を含む。）が説明を求めることがある。 (4)電子入札システムにより工事費内訳書を提出する場合、添付するファイルの容量は3MB以内かつ1ファイルのみとし、最新のウイルス定義ファイルに更新したウイルス対策ソフトによりウイルスチェックを行うこと。			

(4) 入札の辞退等	共同企業体資格審査申請書等の提出後、都合により入札を辞退する場合、紙入札業者については入札締切日時の前までに入札辞退届を提出すること。電子入札業者については、特段書面手続きの必要はなく、入札操作を行わないことで辞退したものとみなす。 また、落札決定までの間に別の工事を落札したことにより、配置予定技術者を本工事に配置できなくなった場合は、直ちに7-(1)の問い合わせ先に報告すること。当該報告がなく、本入札の手続きが落札決定まで至った場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。				
(5) 開札日時	令和8年8月21日 (金) 10:00 電子入札システムにより開札				
(6) 落札候補者の選定及び事後審査の実施	開札後、落札決定を保留し、予定価格と最低制限価格の範囲内で有効な最低の価格をもって入札を行った者（以下「落札候補者」という。）に対し、一般競争入札参加資格確認申請書及び関係資料（以下「申請書等」という。）の提出を求め、競争参加資格の確認を行う（以下「事後審査」という。）。 なお、最低価格で入札をした者が複数いる場合は、電子くじにより審査順位を定め、審査順位が1位の者を落札候補者とする。 事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を満たしていないことを確認した場合は、次に低い価格を提示した者又は電子くじによる審査順位が次順位の者を落札候補者として事後審査を行う。適格者が確認できた時点で、落札候補者以外の者の審査は行わないものとする。				
(7) 審査にかかる申請書等の提出	開札後、落札候補者及び発注機関が必要と認める者に対し、以下のとおり申請書等の提出を求める。提出期限までに当該申請書等を提出しない者は、入札参加資格が無いものとする。 なお、当初申請書等の提出を求められた者以外の者について審査の必要が生じた場合、該当者への申請書等の提出期限は別途通知する。				
	通 知 日	令和8年8月21日 (金) 17:00 まで(予定) ※電子入札システムにより通知する。ただし、紙入札へ移行した業者へは書面で通知する。			
	提 出 期 限	令和8年8月25日 (火) 17:00 まで			
	提 出 先	沖縄県那覇市寄宮1丁目2番16号 (旧県立図書館)1階 沖縄県教育庁施設課 営繕班 098-866-2736	提出部数	1部	
	提 出 方 法	原則、持参			
(8) 入札参加資格の確認	入札参加資格の確認は、申請書等の提出期限の日をもって行うものとし、その結果は以下の日までに電子入札システムにて通知する。なお、紙入札へ移行した者へは書面にて通知する。 令和8年8月27日 (木) (予定)				
(9) 落札者の決定方法	事後審査の結果、落札候補者が入札参加資格を有していると確認した場合は、当該落札候補者を落札者とする。また、その結果は全入札参加者に通知する。				
(10) 本入札に係る資料の取り扱い	ア 申請書等の作成及び提出に係る費用は、提出者の負担とする。 イ 契約担当者は、入札参加資格の確認のため以外に、提出された申請書等を使用しない。 ウ 申請書等の修正、差し替え、追加、再提出（以下「修正等」という。）は、提出期限内に限り認める。提出期限後に、書類の記載漏れや添付漏れ等がみつかった場合は、入札参加資格無しとなり、落札者となることはできない。 エ 提出期限を過ぎた場合、申請書等は受け付けない。 オ 申請書等に虚偽の記載があった場合、指名停止措置要領に基づく指名停止を行うことがある。 カ 提出された申請書等は、返却しない。				

4 入札保証金及び契約保証金

(1) 入札保証金	入札保証金の率は、契約金額の100分の5以上とする。ただし、入札参加資格確認の結果、沖縄県財務規則第100条第2項第3号に該当すると認められる時は、免除する。
(2) 契約保証金	契約保証金の率は、契約金額の100分の10以上とする。ただし、入札参加資格確認の結果、沖縄県財務規則第101条第2項第3号に該当すると認められる時は、免除する。

5 その他の事項

(1) 入札の無効	本公告に示した入札参加資格を有しない者のした入札、申請書等に虚偽の記載をした者のした入札及び入札に関する条件に違反した入札は無効とする。	
(2) 支払条件	前 金 払	なし
	部 分 払	「昭和47年 7 月11日土総第393号通知」に基づく回数
(3) 契約締結の時期等	(1) 本工事に係る契約は、落札者の決定後 7 日以内に締結する。ただし、契約担当者が特に指示したときは、この限りでない。 (2) 議会議決を要する契約の場合、落札者は、落札決定後 7 日以内に記名押印した仮契約書の案を提出すること。 (3) 契約手続において使用する言語及び通貨は、日本語及び日本国通貨に限る。	
(4) 請負代金の変更等	本業務の業務委託料を変更協議する場合及び本業務と関連する業務を本業務受注者と随意契約する場合の変更協議または関連する業務の予定価格の算定にあたっては、本業務の請負比率（当初契約額÷当初設計額）を変更業務価格または関連業務の設計額に乗じた額で行うものとする。	
(5) 入札参加者等の遵守事項	入札参加者は、沖縄県土木建築部競争入札契約心得、現場技術業務委託契約書及び現場技術業務共通仕様書を熟読し、これを遵守すること。	

6 本公告に関する質問及び回答

(1) 入札・契約手続き に関すること	問 い 合 せ 先	沖縄県那覇市寄宮 1 丁目 2 番 1 6 号 （旧県立図書館）1階 沖縄県教育庁施設課 企画財産班 TEL： 098-866-2736	
	質 問 書 提 出 先	沖縄県那覇市寄宮 1 丁目 2 番 1 6 号 （旧県立図書館）1階 沖縄県 教育庁施設課 営繕班 TEL： 098-866-2736 FAX： 098-866-2684	
(2) 上記(1)以外に 関すること	問 い 合 せ 先	沖縄県那覇市寄宮 1 丁目 2 番 1 6 号 （旧県立図書館）1階 沖縄県 教育庁施設課 営繕班 TEL： 098-866-2736 FAX： 098-866-2684	
	提 出 期 間	令和8年8月4日 （火）から 令和8年8月10日 （月） ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで	
	提 出 方 法	持参又はFAX ※FAXで提出する場合は、必ず電話にて到達確認を行うこと。	
	回 答 方 法	質問に対する回答書は、以下の期間中、上記の提出場所並びに入札情報システムに掲載する。 【入札情報システムアドレス】 https://www.ep-bis.supercals.jp/ebidPPIPublish/EjPPIj?KikanNO=4700000	
	期 間	回答日から 令和8年8月20日 （木）まで 回答予定日 令和8年8月13日 ※上記期間の土曜日、日曜日及び祝日を除く毎日、午前9時から午後5時まで	

7 苦情申し立て

(1) 入札参加資格がないと認められた者がその理由に対して不服がある場合	入札参加資格がないと認められた者は、契約担当者に対し、入札参加資格がないと認めた理由について、以下により説明を求めることができる。 契約担当者は、説明を求められたときは、苦情申立て期限日の翌日から起算して 5 日以内（休日を除く。）に、説明を求めた者に対し書面をもって回答する。		
	提 出 期 限	入札参加資格確認結果の通知を行った日の翌日から起算して 5 日以内（休日を除く。）とする。	
	提 出 先	沖縄県教育庁施設課 企画財産班	
	提 出 方 法	書面（様式自由）を持参することにより提出すること。郵送又は電送（メールやFAX）によるものは受け付けない。	

(2) 再苦情申し立て	上記(1)の理由説明に不服がある者は、理由説明に係る書面を通知した日の翌日から起算して7日以内（休日を除く。）に、書面により契約担当者に対し、再苦情の申し立てを行うことができる。当該再苦情申し立てに係る審議は、沖縄県公共工事入札契約適正化委員会で行う。 ア 再苦情申し立ての受付窓口及び受付時間 受付窓口： 沖縄県教育庁施設課 企画財産班 受付時間： 午前9時から午後5時まで 電話： 098-866-2736 イ 再苦情申し立てに関する書類等の配布場所 受付窓口： 沖縄県教育庁施設課 企画財産班 受付時間： 午前9時から午後5時まで 電話： 098-866-2736
-------------	--

8 電子入札に関する事項

電子入札に関する事項は、「沖縄県電子入札運用基準」によるとともに、以下の事項を参照すること。 【沖縄県電子入札ポータルサイト】 http://www.pref.okinawa.jp/site/doboku/gijiken/ebidportal/index.html		
(1) システム稼働時間	土曜日、日曜日、祝日及び12月29日から1月3日までを除く毎日、午前8時から午後8時まで ※稼働時間内でやむを得ずシステムを停止する場合等は、沖縄県電子入札ポータルサイトで通知する。	
(2) 障害発生時及びシステム操作問い合わせ先	システム操作・接続確認等	・電子調達コールセンター 電話番号:0570-011311 ・沖縄県電子入札ポータルサイト
	ICカードの不具合発生時	取得しているICカードの認証機関
(3) 電子入札システム上の通知等の確認	電子入札システムから発行される、以下の通知書等を必ず確認すること。この確認を怠った場合には、以後の入札手続きに参加できなくなる等の取扱いを受けることがある。 ・落札保留通知書 ・入札参加資格確認申請書等提出依頼通知書 ・競争入札参加資格要件不適合通知書 ・未審査通知書 ・日時変更通知書 ・入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・入札書受付票 ・入札締切通知書 ・再入札通知書 ・再入札書受信確認通知（電子入札システムから自動発行） ・落札者決定通知書 ・保留通知書 ・取止め通知書 ※入札後、「入札状況一覧」摘要欄に「失格」と表記された場合、それ以降の一部通知書については発行されない。	
(4) その他		